



## ■後期高齢者医療制度の主なポイント

- ①被保険者一人ひとりが、負担能力に応じて公平に保険料を支払うこととなります。
- ②被保険者証が1人に1枚ずつ交付され、医療機関で診療を受けるときは、この被保険者証のみを提示することとなります。
- ③医療機関の窓口での自己負担割合は、現行の老人保健制度と同じく1割（現役並み所得者は3割）です。
- ④医療保険と介護保険のサービスを両方利用して、自己負担が著しく重くなる方々の負担を軽減します。

### 保険料を納める方法は？

保険料は、原則、介護保険料と同様に、年金から自動的に納付されます。

ただし、年金受給額が年額18万円未満の方や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は、納期ごとに納付書などの方法で納めることとなります。

### 年間の保険料額は？

当市にお住まいの被保険者が1年間に支払う保険料額は、【表3】を参考にしてください。

なお、保険料の年間の限度額は、50万円となっています。

### = 問い合わせ先 =

- ▷市役所介護福祉課高齢者福祉係  
☎(23)6111番  
(内線2174)
- ▷北海道後期高齢者医療広域連合  
☎011(290)5601

### 表1「保険料額の求め方」

均等割額43,143円 + 所得割額（総所得金額等－基礎控除額33万円）×所得割率9.63%

保険料額に100円未満の端数が出た場合、その端数は切り捨てます。

なお、年間の所得が5,074,102円以上の方の保険料は50万円です。

### 表2「均等割額の軽減について」

総所得金額等が下記の金額以下の世帯	軽減額（軽減割合）	均等割額
33万円	30,201円（7割軽減）	12,942円
33万円 + (24万5,000円 × 世帯に属する被保険者数 (被保険者である世帯主は除く。))	21,572円（5割軽減）	21,571円
33万円 + (35万円 × 世帯に属する被保険者数)	8,629円（2割軽減）	34,514円

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、その所得の金額から特別控除として15万円を差し引いた額を総所得金額等として判定します。

※世帯主が被保険者ではない場合でも、その世帯主の所得は、軽減の判定の際の対象となります。

### 表3「平成20・21年度における個人の後期高齢者医療保険料額の試算（年額）」

この表は、年間の保険料額がどの程度になるかを試算したものです。被保険者それぞれの保険料は、平成20年4月以降に送付する保険料決定通知書でお知らせします。

#### 例1) 1人世帯の場合

所得 (参考：年金収入のみ)	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)	180万円 (300万円)	225万円 (350万円)	262.5万円 (400万円)
保険料額	12,900円	79,700円	136,500円	184,700円	228,000円	264,100円

#### 例2) 夫婦2人世帯の場合

		①	②	③
所得 (参考：年金収入のみ)	夫	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)
	妻	0円 (50万円)	0円 (50万円)	0円 (50万円)
保険料額	夫	12,900円	79,700円	136,500円
	妻	12,900円	34,500円	43,100円

※夫婦2人世帯の場合、夫の年金収入の額で判定すると、収入が168万円以下は7割軽減、192万5千円以下は5割軽減、238万円以下は2割軽減です。

※表2の判定方法により、①は30,201円、②は8,629円が軽減されています。